

00660575

941349

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1
 【根拠条文】 法第27条の25第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】 ホワイト&ケース法律事務所
 弁護士 大橋宏一郎
 【住所又は本店所在地】 東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1
 神田橋パークビルディング
 【報告義務発生日】 平成18年3月14日
 【提出日】 平成18年3月17日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
 【提出形態】 その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社ライブドア
会社コード	4753
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証マザーズ
本店所在地	東京都港区六本木六丁目10番1号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(その他(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー))
氏名又は名称	ザ・ボーポスト・グループ・エル・エル・シー (The Baupost Group, L.L.C.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン、セント・ジェ イムズ・アヴェニュー10、スイート2000 (10 St. James Avenue, Suite 2000, Boston, Massachusetts 02116, USA)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	1997年12月5日
代表者氏名	ポール・ギャノン
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	資産運用

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1神田橋パークビルディング ホワイト&ケース法律事務所 川内晶子
電話番号	03 (3259) 0200

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			70,564,925
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	70,564,925
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 70,564,925		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月14日現在)	S1,049,468,045
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($Q/(R+S) \times 100$)	6.72%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.62%

(4)【当該株券等の発行者が発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年2月16日	株券	10,000,000	取得	
平成18年2月17日	株券	3,390,000	取得	
平成18年2月20日	株券	6,200,000	取得	
平成18年2月21日	株券	3,540,000	取得	
平成18年2月22日	株券	4,100,000	取得	
平成18年2月23日	株券	6,742,205	取得	
平成18年2月24日	株券	8,033,348	取得	
平成18年2月27日	株券	2,617,346	取得	
平成18年2月28日	株券	1,478,690	取得	
平成18年3月1日	株券	900,000	取得	
平成18年3月2日	株券	1,816,581	取得	
平成18年3月3日	株券	1,181,830	取得	
平成18年3月8日	株券	1,308,337	取得	
平成18年3月9日	株券	691,663	取得	
平成18年3月10日	株券	7,003,509	取得	
平成18年3月13日	株券	4,684,869	取得	
平成18年3月14日	株券	6,876,547	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

下記9投資組合のジェネラル・パートナー及びインベストメント・アドバイザーとして保有している。

BAUPOST LIMITED PARTNERSHIP 1983 A-1
BAUPOST LIMITED PARTNERSHIP 1983 B-1
BAUPOST LIMITED PARTNERSHIP 1983 C-1
BAUPOST VALUE PARTNERS, L. P. -I
BAUPOST VALUE PARTNERS, L. P. -II
BAUPOST VALUE PARTNERS, L. P. -III
HB INSTITUTIONAL LIMITED PARTNERSHIP
PB INSTITUTIONAL LIMITED PARTNERSHIP
YB INSTITUTIONAL LIMITED PARTNERSHIP

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	5,280,017
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	-
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	5,280,017

② 【借入金の内訳】 該当なし

③ 【借入先の名称等】 該当なし

The Baupost Group, L.L.C.

10 St. James Avenue, Suite 2000 • Boston, Massachusetts 02116 • Phone: 617-210-8300 • Fax: 617-451-7333

POWER OF ATTORNEY

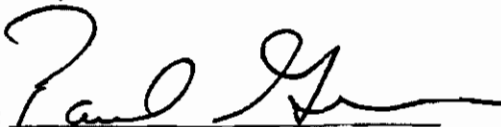
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that The Baupost Group, L.L.C. ("Baupost"), a limited liability company organized and existing under the laws of Massachusetts, USA, does hereby constitute and appoint Koichiro Ohashi, Attorney-at-Law, of White & Case Law Offices with its place of business at 19-1, Kanda-Nishikicho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, its true and lawful agent and attorney-in-fact, with full power and authority to perform each and all of the following acts in the name, and on behalf of The Baupost Group, L.L.C.:

- (a) to prepare, submit and revoke large shareholding reports, amendment reports to the large shareholding reports and amendment reports and correction reports thereto and other documents required by the Securities Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948);
- (b) to prepare, submit and revoke reports, notices, communications and other documents required by any other laws of Japan; and
- (c) to appoint one or more persons as substitute(s) attorney(s)-in-fact for any and all of the aforesaid purposes and to revoke such appointment.

This Power of Attorney may be revoked at any time by Baupost, provided any person relying on this Power of Attorney shall have full rights to accept the authority of our Power of Attorney until in receipt of actual notice of revocation.

IN WITNESS WHEREOF, the said Baupost has caused this power of attorney to be executed by its duly authorized representative on this 13th day of March 2006.

The Baupost Group, L.L.C.

By: 

Paul Gannon
Managing Director
Chief Financial and Administrative Officer

(訳文)

委任状

アメリカ合衆国デラウェア州の法律に基づき設立され存続する有限責任会社であるザ・ボーポスト・グループ・エル・エル・シー(The Baupost Group, L.L.C.) (以下「当会社」という。)は、東京都千代田区神田錦町一丁目 19 番地 1 に事務所を置くホワイト&ケース法律事務所の弁護士大橋宏一郎氏を、当会社の適法な代理人として指名して定め、下記の権限を付与する。

- (a) 日本国の証券取引法（昭和 23 年法 25）の規定に従って、大量保有報告書及び同変更報告書並びに同訂正報告書及びそれに付随関連する一切の書類並びにその他の書類を作成、提出及び撤回すること。
- (b) その他の日本法により提出が要求される全ての報告、届出、連絡及びその他の文書を作成、提出及び撤回すること。
- (c) 上記の目的の全て又は一部のために、一人またはそれ以上の復代理人を選任し、又は、これを解任すること。

当会社はいつでも本委任状を撤回することができるものとする。但し、撤回の通知を実際に受領するまでは、本委任状を信用した者は本委任状による授權を認めることができる。

上記の証として当会社は、西暦 2006 年 3 月 13 日にここに署名した。

ザ・ボーポスト・グループ・エル・エル・シー

(署名)

氏名：ポール・ギャノン
役職：マネージング・ディレクター
 チーフ・フィナンシャル・オフィサー
 チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー

上記正訳致しました
弁護士 大橋宏一郎

